

令和6年度

## 保育所等入所手続案内

1. 手続の手順とお知らせ（1～5ページ）
2. 制度の案内（6～14ページ）
3. 申込時の注意点（15～16ページ）
4. 出産前、転入前の入所申込み（17ページ）
5. よくある質問（18～20ページ）
6. 入所審査基準表（21～22ページ）

★一次受付期間：R5.11.1～R5.12.1

島本町教育委員会事務局

教育こども部子育て支援課

電話 075-962-7461（直通）

## 手 続 の 流 れ

### 1. 配 布

R5.11.1 から、手続に関する案内冊子、保育所、小規模保育事業所及び認定こども園(保育部分)(以下、「保育所等」という。)の紹介冊子を配布します。町ホームページからもダウンロードできます。

### 2. 申込に必要な書類の準備

お配りしました手続案内をよくお読みいただき、オンライン申込の際に必要な添付書類を準備してください。  
⇒申込日の決まりについては、5ページ。  
⇒どのような書類が必要かについては、11ページ。

### 3. オンライン申込 ★一次受付 R5. 11. 1～R5. 12. 1

令和6年度から申込方法がオンラインによる申込みとなります。お持ちのスマートフォンやパソコンからお申し込みください。

### 4. 選 考

申込書類を基に、保育所等入所の必要性を点数化して、入所審査を行い、入所児童を決定します。  
⇒申込日と入所選考月については、5ページ。  
⇒点数の付け方については、21～22ページ。

### 5. 選考結果のお知らせ

★一次選考結果 令和6年1月末頃  
★繰上選考結果 令和6年3月上旬頃

選考の結果を郵送でお知らせします。  
⇒通知の時期については、5ページ。  
⇒一次選考の結果、入所承諾となった場合で、入所を辞退する方は、指定する期日までに、保育所等入所承諾辞退申出書を提出してください(点数が減点となります。)。  
⇒一次選考の結果、入所不承諾となった場合も、辞退者が発生した場合は、繰上選考を行い、その結果、入所承諾になることがあります。

### 6. 入所決定児童の面談

選考の結果、入所決定となった児童に対し、入所する保育所等で面談を行います。  
⇒入所とならなかった児童については、「入所決定児童の面談」を行いません。

## 令和6年度保育所等入所に係る重要なお知らせ（必ず読んでください）

### ① 申込方法がオンライン申込に変わります

令和6年度から申込方法がオンラインによる申込みに変わります。お持ちのスマートフォンやパソコンから申込みをお願いします。申込フォームのQRコードは以下のとおりです。

また、就労証明書等その他申込みに必要な添付書類は、申込フォーム中で写真データやエクセル等の電子データとして添付していただく必要があります。

なお、一次受付に限らず随時受付も同様にオンライン申込となります。

#### 【注意点】

- ・ 令和5年度（令和6年1～3月入所希望など）の申込みと併せて申し込まれる場合、「**令和5年度は紙による申込**」、「**令和6年度はオンラインによる申込**」が必要ですので、ご注意ください。
- ・ 令和6年度の申込みについては、**紙による申込みは受け付けません。**
- ・ 添付書類の漏れや不備等により追加資料の提出が必要となった場合、子育て支援課から連絡をさせていただきますが、追加資料については、専用の申込フォームがありますので、そこから提出してください。その際、初回申込時に登録された受付番号が必要になりますので、控えていただくようお願いします。

#### 入所申込フォームとURL



<https://logoform.jp/form/8bKw/303683>

#### 追加資料提出用フォームとURL



<https://logoform.jp/form/8bKw/392843>

### ② 利用調整の方法について

利用調整は、申込時に希望された利用を希望する保育施設のみ審査対象とします（変更は可能です。よくある質問のQ15を確認してください。）。

また、希望する保育施設において、入所承諾された後に、入所承諾を辞退された方は、審査基準表に示すとおり、点数を減点することになりますので、ご注意ください。

#### 【利用調整のスケジュール】

- (1) 一次選考の結果通知発送について（令和6年1月末頃）

結果通知の時期は前後することがありますが、入所の可否にかかわらず、申込みをされた方へ結果通知を郵送します（入所の可否や通知に関する問合せ等にはお答えしません。）。また、一次選考で入所が決定した場合、繰上選考以降の利用調整の対象とはなりません（一次選考で辞退した方を除く。）。
- (2) 一次選考の結果、入所承諾された施設を辞退する場合について（令和6年2月上旬頃）

一次選考の結果、入所承諾された施設を辞退する場合は、指定する期日（入所承諾時にお知らせします。）までに、保育所等入所承諾辞退申出書を提出してください。なお、入所承諾された施設を辞退した方は、審査基準表に示すとおり、点数を減点することになりますので、ご注意ください。

また、辞退された方については、待機証明に類する証明書は発行できませんので、ご了承ください。
- (3) 繰上選考について（令和6年3月上旬頃）

一次選考の結果、入所承諾された施設を辞退され、空枠が発生した場合、一次申込期間に申込んだ方（一次選考の結果、入所承諾を辞退した方及び一次選考でいずれの保育所等にもご案内できなかった方）について、繰上選考を実施します。なお、希望施設については、一次選考と同じ施設になります。変更はできませんので、ご了承ください（変更希望をご提出された場合、次回審査からの適用になります。）。

### ③ 入所希望は各月1日

入所希望日は、各月1日のみとなります。入所申込みの際は、慣らし保育の実施期間を考慮の上、希望の利用開始日を記入してください。

ただし、産後休暇明けで育児休業が取れない等、各月1日での申込みができない場合は、子育て支援課までご相談ください。

### ④ 慣らし保育について

保育所等に初めて入所すると、子どもは保護者と離れて過ごすことや、慣れない場所に集団で過ごすといった環境の変化にとまどいや不安を持つことがあります。そのため、子どもが保育所等での生活に無理なく慣れることを目的として行う保育が「慣らし保育」です。

最初は、1～2時間の保育から始め、お子さんの年齢や状態に合わせて徐々に時間を延ばしていきます。

慣らし保育の期間については、入所される施設と調整をお願いします。

なお、育児休業明けで入所される方については、入所日の翌月1日までに復職をしていただく必要があります（翌月1日は復職日として認められます。）。

※例：4月1日入所の場合、5月1日までに復職。

### ⑤ 4月入所希望の方から順に月ごとに選考を行います

※育児休業明けに年度途中からの入所を希望される場合は、ご注意ください。

4月入所希望者から順に選考を行います。4月入所選考の結果、定員数を満たすと、5月以降の入所希望者は、定員に欠員が生じるまで入所することができません。

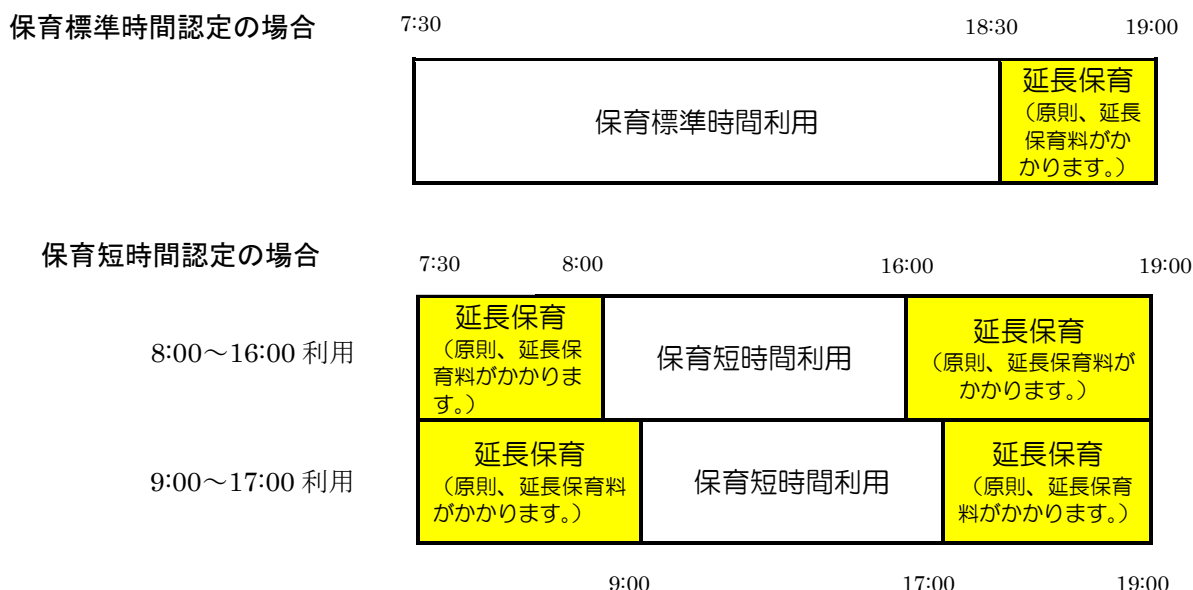
## ⑥ 保育短時間の基本保育時間

公立保育所の保育短時間の基本保育時間は、8時から16時まで又は9時から17時までのいずれかです。どちらかを始めに選択し、基本保育時間を超える部分は延長保育料がかかります。

なお、私立保育園の各施設、事業所によって基本保育時間や延長保育料は異なります。

詳細は、別冊「保育所等の紹介」の10ページをご確認ください。

### <公立保育所における延長保育料の取扱いについて>



## ⑦ 令和6年度歳児表

歳児	対象生年月日
5歳児 (年長)	平成30年4月2日～平成31年4月1日 (2018年4月2日～2019年4月1日)
4歳児 (年中)	平成31年4月2日～令和2年4月1日 (2019年4月2日～2020年4月1日)
3歳児 (年少)	令和2年4月2日～令和3年4月1日 (2020年4月2日～2021年4月1日)
2歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日 (2021年4月2日～2022年4月1日)
1歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日 (2022年4月2日～2023年4月1日)
0歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日 (2023年4月2日～2024年4月1日)
	令和6年4月2日～令和7年4月1日 (2024年4月2日～2025年4月1日)

## 申込日と入所選考月と結果通知日

※選考結果は郵送でお知らせします。  
お電話での回答は行いません。

申込日		入所選考月	入所可能児童数	選考結果の通知
一次受付 11月1日～12月1日に申し込んだ児童	4月入所希望児童(一次選考)	1月実施	選考日時点における空き枠数	1月末ごろ
	4月入所希望児童(繰上選考)	2月実施	選考日時点における空き枠数	3月上旬ごろ
	5月入所希望児童	3月実施	選考日時点における空き枠数	3月末ごろ
	6月入所希望児童	4月実施	選考日時点における空き枠数	4月末ごろ
	7月入所希望児童	5月実施	選考日時点における空き枠数	5月末ごろ
	8月入所希望児童	6月実施	選考日時点における空き枠数	6月末ごろ
	9月入所希望児童	7月実施	選考日時点における空き枠数	7月末ごろ
	10月入所希望児童	8月実施	選考日時点における空き枠数	8月末ごろ
	11月入所希望児童	9月実施	選考日時点における空き枠数	9月末ごろ
	12月入所希望児童	10月実施	選考日時点における空き枠数	10月末ごろ
	1月入所希望児童	11月実施	選考日時点における空き枠数	11月末ごろ
	2月入所希望児童	12月実施	選考日時点における空き枠数	12月末ごろ
	3月入所希望児童	1月実施	選考日時点における空き枠数	1月末ごろ

随時受付 12月2日以降に申し込んだ児童	4月(二次)入所希望児童	3月10日(日)までに申込み必要	3月実施	5月入所審査終了後の空き枠数	3月末ごろ
	5月入所希望児童	3月10日(日)までに申込み必要	3月実施	選考日時点における空き枠数	3月末ごろ
	5月(二次)入所希望児童	4月10日(水)までに申込み必要	4月実施	6月入所審査終了後の空き枠数	4月末ごろ
	6月入所希望児童	4月10日(水)までに申込み必要	4月実施	選考日時点における空き枠数	4月末ごろ
	6月(二次)入所希望児童	5月10日(金)までに申込み必要	5月実施	7月入所審査終了後の空き枠数	5月末ごろ
	7月入所希望児童	5月10日(金)までに申込み必要	5月実施	選考日時点における空き枠数	5月末ごろ
	7月(二次)入所希望児童	6月10日(月)までに申込み必要	6月実施	8月入所審査終了後の空き枠数	6月末ごろ
	8月入所希望児童	6月10日(月)までに申込み必要	6月実施	選考日時点における空き枠数	6月末ごろ
	8月(二次)入所希望児童	7月10日(水)までに申込み必要	7月実施	9月入所審査終了後の空き枠数	7月末ごろ
	9月入所希望児童	7月10日(水)までに申込み必要	7月実施	選考日時点における空き枠数	7月末ごろ
	9月(二次)入所希望児童	8月10日(土)までに申込み必要	8月実施	10月入所審査終了後の空き枠数	8月末ごろ
	10月入所希望児童	8月10日(土)までに申込み必要	8月実施	選考日時点における空き枠数	8月末ごろ
	10月(二次)入所希望児童	9月10日(火)までに申込み必要	9月実施	11月入所審査終了後の空き枠数	9月末ごろ
	11月入所希望児童	9月10日(火)までに申込み必要	9月実施	選考日時点における空き枠数	9月末ごろ
	11月(二次)入所希望児童	10月10日(木)までに申込み必要	10月実施	12月入所審査終了後の空き枠数	10月末ごろ
	12月入所希望児童	10月10日(木)までに申込み必要	10月実施	選考日時点における空き枠数	10月末ごろ
	12月(二次)入所希望児童	11月10日(日)までに申込み必要	11月実施	1月入所審査終了後の空き枠数	11月末ごろ
	1月入所希望児童	11月10日(日)までに申込み必要	11月実施	選考日時点における空き枠数	11月末ごろ
	1月(二次)入所希望児童	12月10日(火)までに申込み必要	12月実施	2月入所審査終了後の空き枠数	12月末ごろ
	2月入所希望児童	12月10日(火)までに申込み必要	12月実施	選考日時点における空き枠数	12月末ごろ
2月(二次)入所希望児童	1月10日(金)までに申込み必要	1月実施	3月入所審査終了後の空き枠数	1月末ごろ	
3月入所希望児童	1月10日(金)までに申込み必要	1月実施	選考日時点における空き枠数	1月末ごろ	

## 1. 保育の必要性の認定と保育必要量の認定

保育所等に入所するためには、町内に在住（住民登録）し、保育が必要である旨の認定を事前に受けている必要があります。

次の①～⑩の事由に該当する場合に、「保育の必要性の認定」を行います。また、同時に、就労時間などに応じて、「保育必要量の認定」を行います。

### <認定対象者>

町内在住の生後57日から小学校就学までの児童

### <保育の必要性が認定される事由>

- ① 1か月に64時間以上労働することを常態としていること。
- ② 妊娠中であるか、又は出産後間がないこと。
- ③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- ④ 長期にわたり疾病の状態にある、又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護し、又は看護していること。
- ⑤ 震災、風水害、火災その他災害の復旧に当たっていること。
- ⑥ 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。
- ⑦ 就学（職業訓練を含む。）していること。
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること。
- ⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であること  
※ 新規申込及び転園申請（小規模卒園時の転園除く）時の保育要件ではありません（入所希望日が育児休業期間後であれば、①の保育要件での申込み可能。（慣らし保育期間を含めた入所希望日の設定が可能。））。
- ⑩ 町長が認める①～⑨に類する状態にあること。

### <保育の必要性の認定の種類>

上記の①～⑩を判断して、次のいずれかの認定を行います。

2号認定	上記の①～⑩に該当する、満3歳以上で保育が必要な子ども
3号認定	上記の①～⑩に該当する、満3歳未満で保育が必要な子ども

※ 子どもが満3歳未満（3号認定）の場合、認定の有効期間は、「子どもが満3歳に到達する前日まで」となります。この場合、満3歳到達時に、自動的に2号認定への切替えを行いますので、新たに支給認定申請書を提出していただく必要はありません。

### <保育必要量の認定の種類>

認定事由等によって、さらに「保育標準時間」か「保育短時間」を認定します。この種類に応じて、受けられる保育の時間が異なるとともに、保育料についても異なります。

保育の必要量の区分	基準となる就労などの時間	保育の最大の利用時間
保育標準時間	1か月当たりの就労などの時間が120時間以上の場合 等	最長11時間まで
保育短時間	1か月当たりの就労などの時間が64時間以上120時間未満の場合 等	・最長8時間まで ・保育時間：入所決定した施設による

### <保育必要量の変更>

認定を受けた保育必要量に関して、ご家庭の事情等により認定時間の変更を希望する場合は、子育て支援課までお申し出ください。別途、申請書類等の提出が必要となります。

なお、保育必要量の変更は、変更事由の発生日の翌月又は届出日が変更事由の発生日以降の提出の場合、届出日の翌月からとなります。

### <保育認定の有効期間>

保育を必要とする事由によって、認定を受けられる期間（入所可能期間）が異なります。

保育を必要とする事由	認定の有効期間	保育必要量
就労	対象児童の小学校就学まで	保育標準時間 (月 120 時間未満の場合は、保育短時間認定 (※1))
妊娠・出産	出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで (※2)	保育標準時間
疾病・障害	対象児童の小学校就学まで (事由に必要な期間 (医師の証明期間等に基づく))	実態に応じて決定 (原則 保育短時間)
介護・看護	対象児童の小学校就学まで (事由に必要な期間 (介護及び看護が継続している期間内))	実態に応じて決定 (原則 保育短時間)
求職活動	入所日から60日が経過する月の末日まで ただし、やむを得ない事由がある場合は90日を限度とし、90日が経過する月の末日まで	保育短時間
就学	保護者の卒業予定日の属する月の末日まで	就労条件に準じる
育児休業取得時	育児休業取得期間 新規利用児童の要件としては認められません (慣らし保育期間を除く)。在園児の継続利用の要件としてのみ認められます。 また、在園児であっても育児休業要件を継続したままの転園申請は認められません。転園申請をされた場合、1か月以内に復職していただく必要があります。	保育短時間
その他	町長が必要と認める期間	実態に応じて決定

※1 月 120 時間未満の場合は、原則保育短時間認定となりますが、シフト上やむを得ない等の事由がある場合は、保育標準時間として認定することも可能です。

※2 妊娠中かつ保育を必要とする状態 (妊娠に伴う体調不良により保育ができない等) である場合は認定を受けることが可能となります。(申込みに必要な書類については、17ページの「出産前に保育所等入所申込みをされる方」をご確認ください。) ただし、産前6週前の日の翌日が属する月の初日から (多胎児妊娠の場合は、産前14週前の日が属する月の初日から) は保育を必要とする状態であるとみなします。

### <育児休業取得中の取扱い>

保護者が育児休業を取得することになった場合、既に保育所等に入所している児童 (上の子) は引き続き育児休業を要件に保育所等を利用することができます。当該要件の有効期間は、育児休業に係る子どもが満1歳に達する日の属する月の末日までとなります。

やむを得ない事由があると認めるとき (保護者の自己都合による事由は該当しません。) は、最長で、育児休業に係る子どもが2歳に達する日の属する月の末日まで可能となります。ただし、2歳に達する日が1月1日から3月31日までの間にあるときは、育児休業終了日が属する年度の末日まで可能となります。

必要な手順・・・

- ① 産前休暇期間に入られたら、保育所等利用申込書記載内容変更届 (「3. 保育の実施要件」欄に事由記載) 及び母子手帳の写しを提出してください。(母の氏名、分娩



予定日がわかる箇所、(多胎児の場合は母子手帳の表紙))

- ② 産後休暇終了後、育児休業を開始される際に、保育所等利用申込書記載内容変更届(「3. 保育の実施要件」欄に事由記載)及び育児休業申立書を提出してください。
- ③ 育児休業終了後、復職される際に、職場復帰したことを確認するため、就労証明書(復職日が記載されたもの)を提出してください。

## 2. 保育料の算定

保育料は、以下のとおり年に2回、児童の保護者(父母又は養育者)及び家計の主宰者の市町村民税の所得割額の合算で決定します。

令和6年4月から令和6年8月までの保育料 …… 令和5年度(令和4年分)の保護者の市町村民税の合算額を基に決定

令和6年9月から令和7年3月までの保育料 …… 令和6年度(令和5年分)の保護者の市町村民税の合算額を基に決定

保育料の算定にあたっては、マイナンバー(個人番号)を利用し課税情報を取得します。そのため、オンラインの申込後に子育て支援課宛てにマイナンバーが確認できる書類を郵送していただくようお願いします。

※マイナンバーが確認できる書類については、オンラインの申込フォーム上で写真データなどを添付しないようお願いします。

### 【郵送宛先】

〒618-8570 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号  
島本町役場 教育こども部子育て支援課 保育所等入所担当

### 【マイナンバーが確認できる書類】

個人番号カードの写し、通知カードの写し、マイナンバー記載の住民票の写し、  
マイナンバー記載の住民票記載事項証明書の写し

### 【注意】

不着など郵送事故についての責任は負いかねます。

ただし、次の方については、子育て支援課でマイナンバーによる課税情報の取得ができないため、課税情報の分かる書類の提出が必要となります。次の書類のいずれかを提出してください。

また、保育料算定においては、次の方が課税書類の提出が必要ですが、入所審査において同様の書類が必要になることがあります。詳しくは12ページに記載している「保護者の所得の分かる書類の提出について」をご確認ください。

令和6年4月から8月までに入所希望する方で、保護者（父母又は養育者）及び家計の主宰者のいずれかが以下の条件に該当する方は、子育て支援課まで申し出てください。

・令和5年1月1日時点で他市町村に住民票があり、入所希望日時点で他市町村に住民票がある見込みである方（単身赴任等）

「令和5年度 個人市町村民税納税通知書」、

「令和5年度 給与所得等に係る市町村民税特別徴収税額決定通知書」又は

「令和5年度 課税証明書（個人市町村民税）」

・令和4年1月1日から令和5年1月1日の期間において、海外で勤務している（海外で収入がある）方

令和6年9月から令和7年3月までに入所希望する方で、保護者（父母又は養育者）及び家計の主宰者のいずれかが以下の条件に該当する方は、子育て支援課まで申し出てください。

・令和6年1月1日時点で他市町村に住民票があり、入所希望日時点で他市町村に住民票がある見込みである方（単身赴任等）

「令和6年度 個人市町村民税納税通知書」、

「令和6年度 給与所得等に係る市町村民税特別徴収税額決定通知書」又は

「令和6年度 課税証明書（個人市町村民税）」

・令和5年1月1日から令和6年1月1日の期間において、海外で勤務している（海外で収入がある）方

### <保育料の無償化について>

3歳児から5歳児までの児童の保育料は無償ですが、給食費は次のとおりです。

【3歳未満児】給食費（主食費・副食費）は、保育料に含まれています。

【3歳以上児】給食費は、在籍施設等で別途徴収され、その額は、施設等によって異なります。

〔留意点〕年収360万円未満相当世帯及び第3子以降については、副食費が免除されます。（第3子の考え方については、別冊「保育所等の紹介」の8ページをご確認ください。）

なお、3歳以上児世帯についても、副食費の免除対象世帯であるか否かの確認が必要となるため、上に記載の市町村民税課税確認書類の提出が必要です。

※国の動向等により、今後、変更となる可能性があります。

### <保育料の軽減及び減免について>

別冊「保育所等の紹介」にある保育料表中のひとり親世帯等には、ひとり親世帯のほかに、次の世帯を含みます。要件をご確認いただき、該当される場合は、子育て支援課までご連絡ください（適用を受けるには、別途手続きが必要となります。）。

(1) 次に該当する世帯員がいる世帯

(ア) 身体障害者手帳の交付を受けている。

(イ) 療育手帳の交付を受けている。

(ウ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている。

(エ) 特別児童扶養手当を受給している。

(オ) 障害基礎年金等を受給している。

(2) 婚姻歴のないひとり親の世帯

また、きょうだいが幼稚園、認定こども園（教育部分）等に通園されている場合、保育料の軽減措置の対象になる場合がありますので、子育て支援課までご連絡ください。

<課税情報の変更について>

課税情報の変更（税更正）があった場合、保育料が変更となる可能性があるため、必ず子育て支援課に申し出てください。

### 3. 申込時に必要な手続及び必要書類（申請児童1人につき1部必要）

- (1) オンラインによる申込
- (2) 就労証明書等の保育要件を証明する書類（オンライン申込フォームに画像添付等により提出） ※父母又は養育者、同居親族（18歳以上65歳未満の方）の保育要件を証明する書類の提出が必要です。
- (3) 身元確認資料（オンライン申込フォームに画像添付等により提出）
  - ・1枚で確認可能な書類… 運転免許証、運転履歴証明書、パスポート、身体障害者手帳等（写真付き）
  - ・2枚で確認可能な書類…健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 等
- (4) マイナンバーが確認できる書類（オンライン申込後に郵送により提出）  
※詳細は8ページに記載。

入所要件等	必要書類	証明者等
雇用型勤務の場合	就労証明書	雇用主
自営業の場合 (中心者)	就労証明書	自分自身
	開業届又は確定申告書(直近年分)の写し	各関係機関
自営業手伝いの場合	就労証明書	自営主
内職の場合	就労証明書	発注元 又は自分自身
	委託契約書の写し	就労証明書を自分自身で作成する場合
妊娠・出産の場合	母子健康手帳の「子の保護者」欄と「分娩予定日」欄の写し	申請者
	疾病等・介護・看護・出産を理由とする場合の証明 ※産前6週前の日の翌日が属する月の初日(多胎児妊娠の場合は、産前14週前の日が属する月の初日)より前において、妊娠に伴う、体調不良により保育を希望される場合に必要	医師
疾病・障害の場合	疾病等・介護・看護・出産を理由とする場合の証明	医師
	各種手帳等の写し	必要に応じて
同居親族の介護・看護の場合	疾病等・介護・看護・出産を理由とする場合の証明	医師
	介護状況申立書	申請者
	その他、介護状況が分かるもの	必要に応じて
同居親族の施設通所を介添する場合	介添証明書	学校(施設)長
就学の場合	在学証明書	学校(施設)長
	年間のカリキュラムの分かるもの	—
	時間割の分かるもの	—

求職活動中の場合	求職活動誓約書	自分自身 ※就労先が決まり次第、 就労証明書を提出して ください
----------	---------	---

※ その他、6ページに記載の保育の必要性が認定される事由①から⑨まで以外に保護者が当該児童を保育することができない事情がある場合は、子育て支援課へご相談ください。

#### <保護者の所得の分かる書類の提出について>

保育所等入所審査基準表に記載しているとおり、得点と同点になった場合の優先順位の決定方法において、「保護者（父母又は養育者）及び家計の主宰者の総所得額の合算」を確認することがありますが、次に該当する方については、子育て支援課で所得の確認ができないため、次のいずれかの書類提出が必要となります。

なお、書類提出が認められない場合、入所審査において不利になることがありますので、ご注意ください。

令和6年4月から8月までに入所希望する場合で、入所希望月における申請書類の締切日時点で本町に住民票が無い（単身赴任、転入前等）方

※保育所等利用申込書の裏面に記載している「個人番号を利用した所得の確認の同意」にチェックしていない場合は、令和5年1月1日時点で本町に住民票が無い方  
「令和5年度 個人市町村民税納税通知書」、  
「令和5年度 給与所得等に係る市町村民税特別徴収税額決定通知書」又は  
「令和5年度 課税証明書（個人市町村民税）」

令和6年9月から令和7年3月までに入所希望する場合で、入所希望月における申請書類の締切日時点で本町に住民票が無い（単身赴任、転入前等）方

※保育所等利用申込書の裏面に記載している「個人番号を利用した所得の確認の同意」にチェックしていない場合は、令和6年1月1日時点で本町に住民票が無い方  
「令和6年度 個人市町村民税納税通知書」、  
「令和6年度 給与所得等に係る市町村民税特別徴収税額決定通知書」又は  
「令和6年度 課税証明書（個人市町村民税）」

#### <複合要件について>

午前中は就労、午後から家族の介護など、複合要件を希望される場合は、前ページの該当する入所要件それぞれの申請書類が必要となります。また、併せて「申立書」の提出が必要となります。

申立書に複合となる理由等をご記載いただき、その内容を確認し、複合要件として認定可能か判断します。

※申立書については、記入日、保護者氏名、住所、児童氏名を記載の上、申立内容をご記載ください。

#### 4. その他の注意事項（必ずお読みください）

入所後に必要な手続についても記載しているため、必ずお読みください。

- (1) 令和6年度の入所申込みについては、現在（令和5年度中に）待機中の児童についても、改めて申込みしていただく必要があります。また、既に保育所等に入所しており、4月から転園を希望する児童についても、転園の申込みをしていただく必要があります。
- (2) 利用申込に際して、必要書類がそろっていない・記入漏れがあるなどの不備があると、審査できない場合があります。
- (3) 利用申込に際して、必要書類の内容や窓口等での聴取に対する回答内容に偽りがあった場合はその申込書を無効とし、「支給認定証」「保育所等入所承諾書」等についてもこれを取り消し、退所していただく場合があります。
- (4) 入所申込時に提出された必要書類の記載内容に変更が生じた場合は、変更のあった内容に応じて届出が必要になります。

##### 【入所前】

審査に影響がする可能性があるため、変更が分かった時から速やかに届出をお願いします。

##### 【入所後】

「保育要件」の変更や、「保育必要量（標準時間・短時間）」に変更があり、それが事前に分かっている場合は、変更事由発生以前の届出が必要になります。事前に分からない場合は、変更事由発生後速やかに届出をお願いします。

また、保育要件や保育必要量に変更はないものの、就労先が変わった（転職）、異動があり勤務先住所や勤務時間が変わったなど、すでに提出されている書類の内容に変更がある場合も、変更事由発生後10日以内の届出が必要になります。

※子育て支援課では、不定期に電話・訪問等、保育要件の実態調査を実施しています。調査の結果、実態がご提出いただいている書類と異なる場合、又は、保護者と証明者の回答内容が異なる場合、退所していただく場合があります。

- (5) 求職活動中の場合でも、求職活動誓約書を提出していただくことで保育要件として認められます。ただし、保育要件を求職活動で申し込まれる場合、入所審査基準において、就労されている方より優先順位が低くなります。就労先が決まり、就労証明書等の必要書類の提出があれば、保育要件が変更となりますので、お早めに子育て支援課までご連絡ください。
- (6) 育児休業の要件で保育所等をご利用いただいている際に、転園申請された場合、育児休業中の新規申込同様、入所決定後1か月以内に復職していただく必要があります。育児休業要件を継続したままの転園はできません（小規模卒園時の転園申請を除く）。
- (7) 入所審査の結果、入所できなかった場合、その間に認可外保育施設等に入所された際は、保育所等入所申込書記載内容変更届にその旨記載の上、子育て支援課まで提出してください。点数が加点となる場合があります。
- (8) 入所承諾期間中に退所する場合は、退所される10日前までに退所届を子育て支援課に提出してください。
- (9) 退所日が月の途中の場合、その月の保育料に限り日割計算されます。保育所等保育料の

日割計算の計算式は次のとおりです。

$$\text{※月額保育料} \times \text{退所日までの開所日数} \div 25$$

- (10) 保育所等の見学について、各施設に事前にご連絡いただく必要があります（連絡先は、「保育所等の紹介」の2ページをご覧ください。）。
- (11) 児童の送迎は、徒歩又は自転車をご利用いただき、自家用車の利用はご遠慮ください。なお、施設長が自家用車の利用を認めた場合は、この限りではありません。
- (12) 保育を必要とする事由の証明書類は、保育の実施を希望する始期の書類を提出してください。

# 申込時の注意点

## オンライン申込

- (1) オンライン入力の手引きを参照の上、申込みしてください。
- (2) 支援保育を希望し、島本町支援保育利用申請（オンライン申込）を申請している方は、その申請時に希望された施設と同じ施設、同じ希望順位でご記入ください。  
※支援保育の利用には、別途手続が必要となります（通常保育の申込時期より前に受付を行っていますので、通常保育の申込時期には受付が終了しています。）。

## 就労証明書

- ※ 原則、令和6年度の様式を使用してください。ただし、令和5年度1～3月と同時申請される方等においては、令和5年度様式を使用していただいて構いません。  
なお、令和6年度様式は、島本町ホームページにてエクセルファイルでアップロードしていますので、事業所で作成してもらった際、パソコン上での作成が可能です。
  - ※ 就労証明書の有効期間は、証明日から3か月以内です。
  - ※ シフト勤務など就労形態が変則就労である場合、様式 No.6 には月間または週間の勤務時間を記載することとなっておりますが、「週間」の時間を記載されていた場合、当該時間に「×4」をした上で月間の時間を算出し、その月間就労時間を使用し審査基準表上の就労要件の点数とします。
- (1) 全て事業所で作成してもらってください（保護者が記入した場合は無効になります。）。ただし、自営業（自営中心者）の場合は、ご自身で作成の上、開業届又は確定申告書の写しを提出してください。
  - (2) 就労証明書については、必ず所定の様式でご提出ください。  
事業所が使用しておられる独自の様式を提出していただいた場合、必要事項等が明確に確認できないことがあり、その場合は、審査できない可能性があります。
  - (3) その他、漏れ等がないか必ずご確認ください（内容に不備がある場合は、受付できない場合や審査時に影響する可能性があります。）。また、ご提出いただく前に、証明内容が正しいことをご確認ください。
  - (4) 審査月の申込締切日時時点で就労が内定状態である場合、審査基準表に示すとおり、点数を減点することになりますが、入所希望日に入所できなかった場合で、予定通り雇入れ日から就労された場合、改めて就労証明書を取得していただく必要があります。就労証明書を提出していただくことで、適用していた減点を除外します。



**保護者の疾病・出産等を理由とする場合及び同居親族の介護・看護等を理由とする場合の証明書**

- (1) 疾病・障害や出産に伴う体調不良等の場合は、所定の用紙に医師の証明をもらってください。
- (2) 病人の看護等のために保育できない場合は、所定の用紙に医師の証明をもらってください。加えて、介護状況申立書をご提出ください。その他、介護状況等が分かるものについても提出を求める可能性がありますので、事前にご相談ください。
- (3) 産前6週以前（多胎児妊娠の場合14週以前）に妊娠に伴う体調不良によりご家庭での保育が困難な場合は、所定の用紙に医師の証明をもらってください。

## 出産前、転入前の入所申込みについて

申込時の注意事項は、15～16ページの「申込時の注意点」をご覧ください。

### 出産前に保育所等入所申込みをされる方

※出産予定の方も、当該年度の保育所等の入所申込みを行うことができますが、育児休業期間中に入所希望日を設定することはできません（慣らし保育期間を除く。）。

＜利用申込み時の留意事項＞

- ・ 利用児童の生年月日は、出産予定日を入力してください。
- ・ 妊娠・出産以外の保育要件で、出生後に入所希望される場合は、生後57日以降の日付で入所希望日を入力してください。
- ・ 就労証明書の育児休業期間については、出産予定日を基準に記入するよう、事業所にお伝えください。

＜その他、必要書類等＞

- ・ 母子健康手帳の「子の保護者」欄と「分娩予定日」欄の写し。  
※多胎児の場合は、母子健康手帳の表紙の写しも併せて添付してください。
- ・ 出生後は必ず追加書類の申込フォーム（オンライン）より児童の氏名、生年月日を申請してください。
- ・ 出産予定日と実際の出産日が異なり、申込時の育児休業期間等に変更がある場合は、再度就労証明書等をご提出いただく必要があります。

### 島本町へ転入する前に保育所等入所申込みをされる方

※転入前に保育所等の入所申込みを行うことはできますが、入所が内定した場合、入所日までに（入所日含む。入所日が閉庁日の場合、直前の開庁日までに）町内への転入手続を行ってください。また、転入手続後速やかに記載内容変更手続の申込フォーム（オンライン）にて住所変更の申請を行っていただくか、もしくは子育て支援課までお越しの上変更手続を行ってください。

入所日までに上記手続が完了していない場合は、入所内定等を取り消す場合があります。

※転入前の施設で育児休業を保育要件とし、保育所等へ入所していた場合でも、育児休業期間中に入所希望日を設定することはできません（慣らし保育期間を除く。）。

＜内定結果後の留意事項＞

- ・ 入所希望日の約1か月前までに保育所等の利用結果の可否等を通知しますが、その時点で町内への転入が完了していない方については、内定結果の通知を送付させていただきます。
- ・ 町内への転入が完了してから正式な事務手続を行います。

## よくある質問 Q & A

**Q1：入所できなかった場合、毎月入所申込みを行う必要がありますか？**

A1： 毎月行う必要はありません。  
入所できなかった場合、申込年度中は自動的に各月の入所選考の対象となります。  
ただし、年度ごとでの申込みが必要となりますので、翌年度の入所申込みは行っていただく必要があります。

**Q2：小規模保育事業所を卒園した場合、3歳児から他の希望保育所等へ転園できますか？**

A2： 転園可能です。  
卒園前に、希望施設を確認させていただき、利用調整を行います。希望施設への案内ができない場合は、連携施設へ案内できるよう調整します。

**Q3：申込時に希望した保育所等でのみ、利用調整が行われるのですか？**

A3： はい。希望されていない保育所等では利用調整を行いません。

**Q4：入所しやすい保育所等がありますか？**

A4： 島本町のホームページ上で保育所等の空き状況を公表しておりますので、そちらからご確認ください。ただし、空きがあるから必ず案内できるものではありません。空き枠に対し、申込者数が多い場合は、審査基準表の点数をもとに優先順位をつけた上で、優先順位の高い方から案内します。

なお、公表については、各月初旬を目途に毎月一回、次回入所審査月の空き状況を更新しています。また、4月入所においては、一次受付期間中に翌年度の入所枠が定まっていないため、公表していません。公表は5月入所から翌年3月までの入所が対象となります。

**Q5：入所できなかった場合、子どもを預ける施設・サービスはありますか？**

A5： 山崎保育園、しまもと里山認定こども園、認定こども園ゆいの詩、ぬくもりのおうち保育若山台園で一時保育を実施しています。利用申込みは、各施設に直接行っていただく必要があります。

**Q6：保育所等の入所が決まれば、育児休業を切り上げて入所する予定です。その場合、就労証明書の育児休業期間内に入所希望日を設定することはできますか。**

A6：可能です。

入所希望日の翌月1日までに復職が可能であれば、育児休業期間中に入所希望日を設定することが可能です（翌月1日は復職日として認められます。）。

入所後は、復職されましたら就労証明書（復職日が記載されたもの）を提出してください。

なお、既に上の子が下の子に起因する育児休業を保育要件とし入所している場合は、上の子の保育要件を考慮した上で、育児休業期間を設定する必要がありますので、子育て支援課までお問い合わせください。

**Q7：申込期限までに就労証明書がそろわない場合、期日を延ばしてもらえますか？**

A7：延ばすことはできません。

また、就労証明書が揃わない場合は、必要書類の不備に当たり、受付できませんのでご注意ください。

手続案内の配布及びオンライン申込開始から、一次申込の期限までは1か月近くありますので、お早めに就労証明書の記入を事業主へお求めいただきますよう、お願いいたします。

なお、就労証明書の発行が1か月以上かかる場合等は、事前に子育て支援課までお問い合わせください。

**Q8：前年度入所できなかった場合の加点はありますか？**

A8：加点があります。詳しくは、21～22ページの「保育所等入所審査基準表」をご覧ください。

なお、「保育所等入所審査基準表」は毎年更新していくため、部分的に変更が生じる可能性もあります。

**Q9：申込時点では、上の子が保育所等へ入所しているのですが、入所希望日時点では、小学校へ上がっています。その場合、「きょうだいが入所している」旨の加点の対象となりますか？**

A9：なりません。

「保育所等入所審査基準表」にある、上記の加点については、申込児童の入所希望日時点での状況を基に配点するものです。

**Q10：慣らし保育期間中は、認定時間の範囲内で預かってもらうことができますか。また、保育料は発生しますか。**

A10： 慣らし保育の期間については、最初は1～2時間の保育から始め、お子さんの年齢や状態に合わせて徐々に時間を延ばしていきますので、預けられる時間は、保育所等の判断となります。

また、保育料については、入所日から発生します。

**Q11：復職後、就労証明書（復職日が記載されたもの）はいつまでに提出すればよいですか。**

A11： 要件及び保育必要量の変更を伴わない変更届と同じ取り扱いとなりますので、復職された日から10日以内にご提出をお願いします。

**Q12：入所が決まった場合、入所までにどういった準備をすればよいですか。**

A12： 入所が決まった場合、入所承諾書を役場から郵送します。その際、ご提出いただく書類等について記載された資料を同封します。

また、入所決定した保育施設から入所月の前月中に連絡がありますので、入所時に必要なもの等については、直接保育施設にご確認ください。

**Q13：入所できなかった場合、その後の審査において希望施設の変更はできますか。**

A13： はい、希望施設の変更は可能です。保育所等入所申込書記載内容変更（希望施設変更専用）（※オンライン申込）にて変更申請してください。

ただし、変更のご申請をいただいた日の直後の申込締切日に該当する月の適用となります。

例：令和6年5月11日に変更届のご提出があった場合、直後の申込締切日は、8月入所分（6月10日締切）となりますので、8月審査からの適用となります。

**Q14：入所しやすい時期はありますか。**

A14： 4月入所希望者から順に選考を行います。仮に、4月入所選考の結果、定員数を満たした場合は、5月以降の入所希望者は、定員に欠員が生じるまで入所することができません。そのため、希望月が早いほど、入所の可能性は高くなります。

ただし、新設の保育施設が年度途中でできる等、様々な条件により状況が変化しますので、上記については、一例となります。

令和6年度保育所等入所審査基準表

1、児童の保護者(父母又は養育者)について、次の各号の該当する(又はこれに類する)項目のうち、それぞれ最も点数の高いものを加点する。

※保護者が1名である場合はこれに10点を加算。また、町長が特に必要と認める場合は、協議の上、優先度を決定する。

※就労後に親族の介護を行っている等の複合的に保育要件がある場合は、状況に応じ一人当たり10点を限度とし配点する。

NO.	入所要件		点数
1	就労	雇用型勤務(テレワーク・在宅ワーク含む)・自営中心者	10
2		月160時間以上の勤務	9
3		月140時間以上の勤務	8
4		月120時間以上の勤務	7
5		月96時間以上の勤務	6
6		月64時間以上の勤務	7
7		自営協力者	6
8		月160時間以上の勤務	5
9		月140時間以上の勤務	5
10		月120時間以上の勤務	4
11		月96時間以上の勤務	6
12		月64時間以上の勤務	5
13		内職	4
14		月160時間以上の勤務	4
15		月140時間以上の勤務	3
16	妊娠・出産	妊娠中から産後8週間後の翌日が属する月の末日まで期間で、保育が必要となる場合	6
17	疾病	長期にわたり入院・常時臥床(1か月以上)を伴う病気療養	10
18		長期にわたり安静・通院(1か月以上)を伴う病気療養	7
19	障害	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aを有しているか、若しくは、これらと同程度の障害と判断される場合	10
20		身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2級、療育手帳B1を有しているか、若しくは、これらと同程度の障害と判断される場合	7
21		身体障害者手帳4～6級、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳B2を有しているか、若しくは、これらと同程度の障害と判断される場合	6
22	介護・看護	長期にわたり同居親族の入院付き添いをしているか、若しくは、これらと同程度の状況と判断される場合	9
23		寝たきり等の同居親族を常時看護している、月20日以上通院介助を行っているか、若しくは、これらと同程度の状況と判断される場合	7
24		同居親族の看護及び通院介助で月16日以上保育が困難となる場合か、若しくは、これらと同程度の状況と判断される場合	5
25		療育施設等へ月20日以上、親子通園している場合	8
26		療育施設等へ月16日以上、親子通園している場合	7
27	災害	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている	11
28	就学	月140時間以上の就学	7
29		月64時間以上、月140時間未満の就学	6
30		月64時間未満の就学	1
31	その他	求職活動中である	1
32		特別の支援を要する家庭	-
33		No.1からNo.32までの事由に類するとして町長が認める状態にある場合	-

2、児童の属する世帯について、次の各号の該当する項目を加点する。

No.	調整要件	点数
1	生活保護世帯である場合	5
2	ひとり親家庭又は養育者のみの世帯である場合	5
3	保護者が労働基準法に伴う産休明け若しくは育児休業法に伴う育休明けの場合、又はこれらと同程度の状況と判断される場合(転園希望の児童は対象外)	3
4	父又は母が単身赴任の場合	2
5	親族等が世帯の児童を保育できる状態にあると認められる場合(例: 保育可能な祖父母(65歳未満)が同居等)	-3
6	審査時点において保育料を3か月分以上正当な理由なく滞納している場合	-10
7	保護者が町内の保育所等に保育士、または保育教諭として勤務(月120時間以上の勤務)している場合又は勤務予定である場合	5
8	審査月の申込締切日時時点で就労先が内定(就労見込)状態である場合 ※No.7に該当する場合を除く	-2

※No.3の「転園希望の児童」は、認可を受けている保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所及び事業所内保育事業所に通園している児童が対象

3、児童について、次の各号の該当する項目を加点する。

No.	調整要件	点数
1	きょうだいが入所している町内の保育所等へ新規入所・転園希望する場合	3
2	多胎児で同じ町内の保育所等に新規入所・転園希望する場合	1
3	前年度待機であり、求職活動以外の要件で入所を希望していた場合(前年度、一次受付期間内に申込みをしていた場合に限る)	2
4	入所児童以外の育休取得前にいったん退所し、育休明け後にきょうだい同時に申し込む場合(きょうだいにも加点)	5
5	就労等の保育要件があり、かつ、待機中で、認可外保育施設等に入所している場合(転入予定者を除く) ※2の表中のNo.3と併用不可	3
6	小規模保育事業所を卒園する児童が、引き続き保育を希望する場合	6
7	本町より広域入所に委託している児童が、町内の保育所等へ転園希望する場合 ※2の表中のNo.3と併用不可	3
8	転入予定で、転入前の市町村において申請児童が保育所等へ入所している場合(審査の結果利用不可となった後、転入された際の継続審査も含む)	2
9	きょうだい保育所に支援保育で入所している場合又は入所予定である場合	2
10	認定こども園の教育部分に入所している児童が同施設の保育部分へ入所希望する場合	5
11	申込年度内において、会社都合による職場復帰の延長や健康診断で入園不可となった場合等の本人の責めに帰さない事由以外の理由で、保育施設への入所承諾を辞退している場合	-3

※No.5の認可外保育施設等とは、認可を受けていない保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所及び事業所内保育事業所(病院内保育等)並びに企業主導型保育事業

※No.8の保育所等とは、認可を受けている保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所及び事業所内保育事業所

4、1、2及び3により加点又は減点した点数を合計したものを当該児童の得点とし、高得点の者から優先して入所承諾を行う。

5、41による得点が同点の場合の優先順位の決定方法は下記のとおりである。

- ①、ひとり親世帯等
- ②、きょうだい同時入所を申請している世帯
- ③、入所要件の点数の合計が高い世帯
- ④、入所希望月が早い世帯
- ⑤、案内可能な保育所等を高い順位で希望している世帯
- ⑥、世帯員に身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳等を所持している者がおり、かつ申込時点で写しを提出している世帯
- ⑦、認定こども園の教育部分に入所している児童が同施設の保育部分を希望している世帯
- ⑧、養育している小学生以下の児童数が多い世帯
- ⑨、保護者(父母又は養育者)及び家計の主宰者の市町村民税所得割額の合算が低い世帯

6、1の各号のいずれにも該当しない場合、入所不承諾とする。